（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

第百四十三条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百六十三条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百二十一条」に改める。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百四十四条　この法律の施行前に心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第七十八条第一項の規定による費用の徴収の裁判があった場合における当該費用の徴収については、なお従前の例による。

（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部改正）

第百四十五条　性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第百四十六条　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第九十二条の十五を削る。

第九十二条の十六第二項中「前三条」を「前二条」に、「第九十二条の十四」を「前条」に改め、同条を第九十二条の十五とする。

（労働審判法の一部改正）

第百四十七条　労働審判法（平成十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の三項を加える。

2　労働審判事件は、日本国内に相手方（法人その他の社団又は財団を除く。）の住所及び居所がないとき、又は住所及び居所が知れないときは、その最後の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

3　労働審判事件は、相手方が法人その他の社団又は財団（外国の社団又は財団を除く。）である場合において、日本国内にその事務所若しくは営業所がないとき、又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

4　労働審判事件は、相手方が外国の社団又は財団である場合において、日本国内にその事務所又は営業所がないときは、日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第五条第二項中「その趣旨及び理由を記載した書面で」を「申立書を裁判所に提出して」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当事者及び法定代理人

二　申立ての趣旨及び理由

第十一条を次のように改める。

（労働審判員の除斥）

第十一条　労働審判員の除斥については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第十一条並びに第十三条第二項、第四項、第八項及び第九項の規定（忌避に関する部分を除く。）を準用する。

2　労働審判員の除斥についての裁判は、労働審判員の所属する地方裁判所がする。

第十四条の見出し中「期日」を「期日等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　裁判所書記官は、前項の期日について、その経過の要領を記録上明らかにしなければならない。

3　裁判所書記官は、労働審判官が命じた場合には、第一項の期日について、調書を作成しなければならない。

第二十条第五項中「民事訴訟法」を「民事訴訟法（平成八年法律第百九号）」に改める。

第二十二条第三項中「書面」を「申立書」に改める。

第二十四条の見出しを「（労働審判をしない場合の労働審判事件の終了）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（労働審判手続の申立ての取下げ）

第二十四条の二　労働審判手続の申立ては、労働審判が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。

第二十八条中「第三条第一項及び第二項、第六条、第二十一条第二項、第二十三条第一項並びに」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第六条、第二十一条第二項、第二十三条第一項及び第二十五条の規定による決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第二十九条を次のように改める。

（非訟事件手続法及び民事調停法の準用）

第二十九条　特別の定めがある場合を除いて、労働審判事件に関しては、非訟事件手続法第二編の規定（同法第十二条（同法第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第四十条、第五十二条、第五十三条及び第六十五条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同法第四十三条第四項中「第二項」とあるのは、「労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第五条第三項」と読み替えるものとする。

2　民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十一条、第十二条、第十六条及び第三十六条の規定は、労働審判事件について準用する。この場合において、同法第十一条中「調停の」とあるのは「労働審判手続の」と、「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、「調停手続」とあるのは「労働審判手続」と、同法第十二条第一項中「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、「調停の」とあるのは「調停又は労働審判の」と、「調停前の措置」とあるのは「労働審判前の措置」と、同法第三十六条第一項中「前二条」とあるのは「労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第三十一条及び第三十二条」と読み替えるものとする。

第三十二条中「第二十九条」を「第二十九条第二項」に改める。

（労働審判法の一部改正に伴う経過措置）

第百四十八条　この法律の施行前に申し立てられた労働審判手続については、なお従前の例による。

（破産法の一部改正）

第百四十九条　破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項及び第二百三十八条第三項を削る。

（不動産登記法の一部改正）

第百五十条　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十一条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第九十九条」に改め、同条第二項中「第百四十八条第一項」を「第百六条第一項」に改める。

第百八条第五項中「第五条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条第二項及び第三項、第二十二条、第二十三条並びに第二十五条から第三十二条まで」を「第二条及び第二編（同法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第五十九条、第六十六条第一項及び第二項並びに第七十二条を除く。）」に改める。

（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）

第百五十一条　この法律の施行前に不動産登記法第百八条第一項の規定による仮登記を命ずる処分の申立てがあった場合における当該申立てを却下した決定に対する即時抗告の手続については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の不動産登記法第七十条第二項の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定とみなす。